

第4回武器貿易条約(ATT)締約国会議と 最近のATTの実情

広島市立大学 広島平和研究所・准教授 福井 康人

1. はじめに

2014年12月24日に発効した武器貿易条約(Arms Trade Treaty, 以下ATTという。)¹については、2018年8月20日から24日までの期間、第4回締約国会議(以下CSP4という。)が日本の議長国の下で東京のホテル椿山荘において開催され、高見澤将林軍縮代表部大使が議長を務める中で成功裏に終了した。他用のため傍聴は出来なかった準備プロセスのみならず、会議後に開催された国連総会第一委員会でのATT決議の文言を巡っても揉めたと関係者から仄聞した。いずれにせよ、これら一連のプロセスは無事終了し、ATT事務局のホームページは11月の段階で、既に次期議長国のラトビアの下での次回会合に係る公示等が既に発表されている。

本稿の目的はこの第4回ATT締約国会議の概要を明らかにすることであるが、本年のATTに係る動きを反映しているものとして、主要な公式文書はCSP4の会議最終報告書²及び準備プロセスにおいて3つの常設作業部会で取りまとめられて本会議に提出されている報告書が挙げられる。それ以外では、国連総会第一委員会のATT決議がこれまでの動きを総括するとともに、今後とるべき行動提言等も含まれており、筆者としては、現在のATTを取り巻く

状況を理解する上で有益な資料であると思われる。もっとも、ATT決議の文言は第一委員会会期中の関心国会合の結果、原案と変わっているが、決議採択時の投票記録、特に投票理由説明から具体的な争点等審議の様子も推測が可能であり、このため国連広報部作成の資料が有益な議論の証拠となる。

このため、2018年のATTに係る関係国の動きを再現する上で、時系列的には逆になるが、本稿では、まず、ATT決議の概要について分析を加えて、更に会議記録等からATTに必ずしも賛成していない国(注：国連総会なのでATTに反対して批准はおろか署名さえしていない国も審議に参加している。)の見解も確認した上で、全体像を明らかにする。また、更に、CSP4については、会議報告書等の基本文書や筆者が現場で見聞きしたことも含めて、先ずは準備プロセスの状況、更には本会議での議論を踏まえてCSP4の全体像を明らかにする。このATT決議と第一委員会で採めたとされる点を踏まえて、次回締約国会議に向けての課題を明らかにするとともに、特に今後ATT会合に携わる者を念頭において僭越ながら筆者の考えについても言及させて頂く。

なお、ATTに関する先行研究としては、AJILに掲載されているState Responsibility for Aiding or Assisting International Crimes in the Context of the Arms Trade

¹ Arms Trade Treaty, 52 ILM 985 (2013) (adopted as UN Doc. A/RES/67/234B) (2 April 2013).

² UN Doc. ATT/CSP4/2018/SEC/369/Conf.FinalRep.Rev1, 24 August 2018, pp.1-12.

Treaty³が秀逸な代表的論考であり、LustgartenがICLQにATTの今後の進展についても予測したThe Arms Trade Treaty: Achievements, Failings, future⁴について書いているものも代表的先行研究であるが、筆者もJCSLにATT交渉経緯を含めて特にtransferの概念を分析したThe Arms Trade Treaty: Pursuit for the Effective Control of Arms Transfer⁵を書いた。それ以外にも条約交渉時には多くの市民団体関係者が参加していたことから、ジュネーブ人権人道アカデミー及び赤十字国際委員会(ICRC)関係者が中心に執筆したオックスフォード大学出版局のATT逐条コメンタリー⁶のみならず、市民社会グループが執筆した逐条コメンタリー⁷の2種類が双璧の解説書となっている。これらも必要に応じ参照しつつ、本稿においてはATT決議とCSP4報告書の整合性を確認しつつ、問題の所在を明らかにしていく。

2. ATT 決議からみえるもの

(1) ATT 決議の概要

今回11月6日に採択されたATT決議(A/C.73.L.8/Rev.1)⁸は前文13パラ、本文15パラからなる4頁の比較的長い決議であり、文書記号から会議場で採めて激しく議論した証拠に1度改定版が発出され、コンセンサス採択されず更に投票による採択にかけられている。識者には釈迦に説法であるが、本節に入る前に決議の一般的なことについて説明すると、国連総会決議は国連憲章第7章の下で採択される一定の要件を満たす安保理決議と異なり、一般に

は仮に本文にshallが使用されていても法的拘束力を有しないが、国連予算に係る分担率の決定等その性格から国連加盟国に対して法的拘束力を有するとみなされるものもある⁹。前文が決議の趣旨や目的を示し、本文がその具体的内容を示すのは他の決議と共通しているが、パラによっては単に歓迎の意を示すwelcome等が使用されるものもある。また、具体的な行動を国連加盟国に求めるcall upon等が使用されるパラ、事務総長、即ち国連事務局に対して一定の行動を求めるrequest等の動詞が使用されているパラは要注意であり、起案の段階からその内容が適切であるか(特に、行財政的な観点から財政的インプリケーション¹⁰が含まれないか等)に注意を払う必要がある。

このATT決議も最初に関連する過去の決議及び決定が引用されており、2006年以降2017年までの主要決議等が列挙されている(前文パラ1)。更に、このATT決議の基本的位置づけを3パラにわたり示しており、軍縮・軍備管理・不拡散が国際の平和の安全の基礎であること、不法且つ規制の行われぬ通常兵器貿易が、安全保障上・社会的・経済的かつ非人道的な結果に繋がる等の基本認識が示されている(前文パラ2-4)。更にATTに関連する重要文書として、国連小型武器行動計画¹¹、国際組織犯罪防止条約¹²銃器議定書、及び小型武器追跡国際文書による(相乗効果による)貢献についても言及されている(前文パラ5)。更に、新たな要素としてATTとSDGゴール16(特に不法武器を減少させるターゲット1.4に言及)があげられており(前文パラ6)、グ

³ Nina H. B. Jørgensen, 'State Responsibility for Aiding or Assisting International Crimes in the Context of the Arms Trade Treaty,' *The American Journal of International Law*, Vol. 108, Issue. 4 (October 2014), pp. 722-749.

⁴ Laurence Lustgarten, 2015, 'The Arms Trade Treaty: Achievements, Failings, future,' *International Comparative Law Quarterly*, Volume 64, Issue 03, Cambridge University Press, pp. 567-600.

⁵ Yasuhiro Fukui, 'The Arms Trade Treaty: Pursuit for the Effective Control of Arms Transfer,' *Journal of Conflict and Security Law*, Volume 20, Issue 2, 1 July 2015, pp. 301-321. (無料でダウンロード可)

⁶ Andrew Clapham et al., *The Arms Trade Treaty: A Commentary*, Oxford university press, 2016, pp.1-554.

⁷ Clare Da Silva (ed), *Weapons and international law: Arms Trade Treaty Law annotated*, Larcier, 2015, pp.1-322.

⁸ UN DOC. A/C.73.L.8/Rev.1, 29 October 2018, pp.1-4 : A/RES/73/36. なお国連総会での審議等については会議公式記録 A/73/PV.45 参照。

⁹ Vaughan Lowe, 'International Law' OUP 2007, p. 91.

¹⁰ UN Doc. A/520/Rev.17 September 2007, rule 153, p.41. 国連総会手続規則 153 は、決議等が財政的インプリケーション(PBI)を有する場合には第5委員会に送付されて採択された後にのみ国連総会に提出できる旨規定しており、予備費からの支出等当該決議の財政的裏づけがないと第5委員会では承認されず、慣行で同委員会はコンセンサスで意思決定が行われるので最終的に決議の内容が修正され、最悪の場合は承認されないこともありうる。このため、決議案を提出する場合は内々に事務局とも水面下で摺りあわせをして慎重に起案する必要があり、更に、会期中の各グループの鍵となる主要国への根回しは不可欠である。

¹¹ UN Doc. A/Conf.129/15. 9-20 July 2001, pp.7-17.

¹² UN Convention against Transnational Organized Crime, 2225 UNTS 209 (entered into force on 29 September 2003).

レーテス国連事務総長が発表した軍縮のためのアジェンダにも関係するのみならず（前文パラ7）、ジェンダー・ベースの暴力や女性や児童との関連を示した条約としての意義と市民社会や産業の貢献可能性も言及されている（前文パラ8-9）。なお、締約国会議の終盤で揉めかかった信託基金については、実効的な条約実施のための作業部会での議論を通じて信託基金の活用方法を探る建設的な方向で言及されている（前文パラ10）。

また、本文については、先ず冒頭で2018年8月に開催された第4回ATT締約国会議の成果を歓迎するとともに（次期締約国会議については既に決定済みなので留意するのみ。本文第1パラ）、常設の作業部会の成果についても国連総会は歓迎している（本文パラ2）。少し行財政の観点から気になったのは、昨年段階では一次的に余剰金が生じるなど余裕があったにもかかわらず、今年の決議では分担金の早期支払いを慫慂しており、創設期の不安定な事務局経営の難しさが伺われる（本文パラ3）。また、締約国会議の下で常設作業部会の作業との協調にも触れており、普遍性を推進する観点から「各国の憲法上の手続に従って」の批准等を要請し（本文パラ4）、発効促進及び法的乃至は立法支援、組織へのキャパビル等を提供することについても国連加盟国に要請している（本文パラ5）。更に条約の遵守のみならず、実効的な履行についてもその重要性を強調している（本文パラ6）。

更に、2018年6月末の第4回国連小型武器履行検討会議では弾薬が小型武器に含まれないとする米国とそれでは「骨抜き」になるとする多数の国との論争の結果、真夜中に表決になり最終文書が採択されるという異例の事態になってしまった。ATT決議でもこうしたATTが骨抜きにされるとの懸念から、他の国際文書を勘案しつつ弾薬を含めた武器の規制の必要を謳うとともに、それを奨励する続く文言が挿入された（本文パラ7-8）。この点については武器が

使用される現場では、例えば日本の陸上自衛隊が薬莖の数が合わない場合に演習後に発見されるまで昼夜を問わず時間をかけてでも捜索しているように、しっかりした管理が実施されている国もあるものの、条約上は第3条の規定に鑑み、弾薬が含まれるのが適切であると思われる。この関連で国連小型武器行動計画成果文書に弾薬に言及するパラが設けられ、特に条約第13条¹³に言及しつつ信頼醸成措置としての機能に言及し、両文書の協働についても言及され、更に条約に定められた報告の提出も慫慂されているのは極めて妥当である（本文パラ9-10）。ちなみに、こうした条約の趣旨と目的には男女双方の協力が不可欠であるとされて同様に慫慂されている（本文パラ11）。

CSP4では最後に採めたスポンサーシップ・プログラムについても、現実には種々の問題があっても同プログラムが確実に運用されている事実を歓迎するとともに、可能な国には拠出を求めて、財政上の理由でCSP4等に参加できない国についても旅費支援支出が可能なように締約国のみならず署名国にたいしても、協力が求められている（本文パラ12-13）。更に、最後にはNGO、産業界、他の適切な国際機関を含め市民社会との協力が慫慂されており、このようなパラが設けられる背景について、ATTプロセスに参加が不十分な国についても、条約の実効的な実施や普遍化にはこうした関係国の関与が不可欠であるとの意図が垣間見られ、ATTを取り巻く現実を直視すると、かかる指摘は極めて妥当と思われる（本文パラ14）。最終的に、第一委員会では全体は150（賛成）- 0（反対）- 30（棄権）で採択されており、賛成国数もそれなりに確保できているものの、棄権国も条約採択時よりも増えて30ヵ国あるという不安定要因を抱えている。なお、分割投票にかけられたのは前文パラ8、本文パラ4及び本文パラ9であるが、特に弾薬についての本文パラ9については米国及びイスラエルが明確に反対票を投じている¹⁴。

¹³ ATT 第13条1項は「締約国は、この条約が22条の規定に従い、自国について効力を生じた後1年以内に、この条約について取られた措置（国内法、国内的な管理リスト並びに他の規則及び行政措置を含む）について、最初の報告を提出する。（以下略）」として、報告義務を課しており、その後毎年同様に報告が行われるものとされている（条約第13条3項等）。他方で、条約第13条3項末文は「（前略）報告には、商業上機微な情報又は国家の安全保障に関する情報を含めないこととする。」と規定しており、これが透明性の欠如に繋がるとする市民団体は少なくない。もっとも、WTO サービス貿易一般協定14条の2は類似の安全保障のための規定を設けて、当該国の安全保障上の利益を保護する仕組みを規定しており、ATT 第3条3項が乱用されない限りにおいて、制度の透明性を健全な形で発展させることが期待される。

¹⁴ UN Doc. GA/GIS/3618, 6 November 2018, pp.2-3

(2) 投票理由説明等

今回の ATT 決議の投票に際しても投票理由説明が行われているが、国連広報局作成資料¹⁵を基に、投票理由説明を敷衍すると、このような ATT に対する関係国の不満を如何に解消するかが条約の普遍化を検討する上で大きな意味を有する。まず、エジプトは ATT には欠落している部分があり、特に輸出国が関連する条項を乱用しうる要素があるとして棄権した。イスラエルは小型武器決議 (A/C.1/71/L.63)¹⁶との関係で小型武器行動計画が弾薬を含んでいることから同行動計画で取り扱うことは適切でなく、別途政府専門家会合で取り扱うべきであるとして小型武器決議を非難したが、これは米国の要求した ATT 決議の弾薬関連の本文パラ 9 に反対票を投じた理由を理解するには十分である (イスラエルも反対)。更に、アルメニアは、ATT が本来は実効的で信頼にたたる条約であるべきであり、コンセンサスで採択されるべきであったと述べるだけでなく、政治的な憶測に繋がるのみならず適切な技術へのアクセスを妨げるものであるとして、この決議のすべての部分から同意を撤回 (disassociate)¹⁷する意向を表明した。

更に、イランは、特に小型武器行動計画との関連で、ATT は確かに小型武器の違法取引を防止する上で有益であるが、武器製造国の利害関係の観点から国際法の履行を求めるものであるとする。本文パラ 4 は条約の普遍化を求めるものでありながら、コンセンサスで採択されておらず、特にイスラエルに対しては諸外国から数十億ドルの武器が輸出されており、条約違反が生じているとする。また、本文パラ 9 について、イランは ATT と国連小型武器行動計画との協働は見出せないとしている。また、キューバは昨年同様 ATT 決議全体を棄権するとして、ATT は条約として練られていない状態で表決になり、コン

センサスで採択されておらず、曖昧さ、整合性の欠如、法的な欠陥があるのみならず、武器輸出国を利するものとなっているとする。更に、武器移転の評価のためのパラメーターが主観的であり、政治的な理由で容易に捻じ曲げられかねないとする。また、本文パラ 9 についても国連小型武器行動計画との協働は人工的なものに過ぎないとする。なお、ヴェネズエラは自国が ATT 締約国でないとしつつも、本文パラ 9 は政策的に操作されかねないとして同決議を棄権した。

このように依然と 30 ヶ国の棄権を伴うのみならず¹⁸、6 ヶ国ほどが ATT 決議不支持の意向を明確に表明している。イランは昨年の小型武器決議においても最後まで投票をちらつかせてコンセンサス採択を妨害しようとしたが¹⁹、2018 年第 4 回国連小型武器行動計画履行検討会議では弾薬の扱いを巡り最終文書がコンセンサス採択できず、表決となったことに勢いづき、小型武器決議もその影響でコンセンサス採択とならずに分割投票になり、ATT 決議も同じような結末となった連鎖反応が伺われる。もっとも、ATT がコンセンサス採択されなかった背景や曖昧な点が多いと言った指摘は条約採択当初から指摘されており、決して新しいものではない。このことから、以前から指摘されている ATT のいわば弱点といえる論点については、何らかの形でいずれ手当てする必要がある、後述の ATT 普遍化ツール・キットを作成するには必ず答える必要がある。そうでないと武器移転規制を好まない国に制度を乱用する隙を与えるだけでなく、そもそも内心 ATT を好まない国には反対する口実を与えるものとなるので、ウィーン条約法条約第 31 条で認められている事後の合意や事後の慣行と言った法技術を使用しての ATT の条文解釈による強化も検討に値しよう²⁰。

¹⁵ ibid.

¹⁶ UN Doc. A/C.1/71/L.63, 29 October 2018, pp.1-4.

¹⁷ 離脱 (disassociate) とは、通常コンセンサス合意が成立した採択済みの決議等について、成立したコンセンサスはブロックしないものの、当該代表団は同意できないとして離脱を表明する方法であり、投票を回避しつつ全体のコンセンサスも破ることなく反対の意思表示を行う極めて「外交的」な手法である。筆者の経験では、比較的長文の微妙な内容を含む第 3 委員会での人権関係決議では時々使用されるが、第一委員会では稀である。

¹⁸ ATT 採択時には 155-3-22 であったのが、反対・棄権を含めて増えていることが懸念される。

¹⁹ IANSA 関係者からの第 4 回国連小型武器行動計画履行検討会議でのインタビュー (2018 年 6 月 28 日、於：NY 国連本部)

²⁰ BWC Doc. BWC/CONF.IV/9, PART II, p.15.

生物兵器禁止条約では運用検討会議の際に、ウィーン条約法条約 31 条 3 項 (a) は「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」を文脈とともに条文の解釈に使用することから、同条の文書により「事後の合意」として禁止されると理解され、共通の理解として採択することにより条約の実施の強化を図っている。

3. CSP4 の概要

以上、国連総会第一委員会の ATT 決議の概要説明を行ったが、CSP4 の報告書のみでは ATT の全体像を正確に把握することは不可能であるため、ATT 決議の説明等にかなりのページを割いた。両者を併せ見ないと真の姿を把握するのは困難なのが実情であり、筆者の意図にご理解願いたい。では締約国会議についてであるが、ATT では最高意思決定機関である同会議の権能について、条約第 17 条に、例えば、(a) 通常兵器分野の発展を含めたこの条約の実施の検討等明確に定められており、同条に則り会議議題の設定から実際の会議の開催に至るまで行われる²¹。

(1) 常設委員会での議論

もっとも、既に 2018 年 11 月の段階で ATT 事務局のウェブサイトが新議長チームのものに一新されているように、既に来年 2019 年 8 月 26 日から 30 日までの期間にジュネーブで開催されるとことが CSP4 で決定されているため、その事前準備も開始されており、日本の場合も同様であった。例えば、かなり早い時期から、CSP4 を見込んで日本の軍縮代表部には、防衛省からジェンダーバランスにも配慮して、安全保障や軍縮に詳しい米国留学経験者の女性専門家がシニアの 1 等書記官アタッシュェとして増員配置されるなど、CSP4 本番に向けた体制の強化が粛々と進められていた。

ATT と関連の深い国連小型武器行動計画履行検討会議の際も、高見澤大使が彼女を補佐にして、会議と平行して非公式協議を議場外のソファで行っているのが見えた。小型武器の会議という非常に大変な任務でこなしながらも、その後のナイトセッションでも、人も疎らな国連会議場内の自動販売機で調達してきたスナックを手に、疲れきった日本代表団

の面倒も見ていた心遣いには、NGO オブザーバーとして参加していた小職も、そばで見ていて、外務省時代を思い出しながら感銘を受けた。

もっとも公式にセットされた準備委員会はジュネーブにおいて、NPT をはさむ形で 3 月及び 5 月の 2 回に亘り開催され、それぞれの常設作業部会、即ち、実効的な条約の履行、透明性及び報告、及び条約の普遍性について、議論が行われた結果が CSP4 本会議に報告されて、これらの報告書を基に審議が行われた。

(ア) 実効的な条約の履行

本件については CSP2 及び CSP3 の段階から、ATT の実効的な履行の実現を目指した議論が開始されていたものが、回数を重ねる毎に議論が深化してきた。CSP4 準備プロセスにおいても、CSP4 議長よりスイス大使が条約実施にかかる作業部会議長に任命され、更に第 5 条がガーナ、第 6 条（禁止）及び第 7 条（輸出及び輸出評価）がスウェーデン、並びに第 11 条（転用）はオーストラリアがファシリテーターとして指名され、準備プロセスが開始された。第 1 回目の準備委の前に 2 月末には議長から議題案等の準備委の取り進め方についても方針を示した書簡が発出され、2 月 28 日には予備会合が開催されており、10 ヶ国からも作業文書が議論のたたき台として提出され、3 月上旬には第 1 回準備委が開催され、本格的な議論が開始された。

例えば、11 条の転用の問題は兵器のライフ・サイクルのどの段階でも起こりうるものであり、武器移転の段階のみならず、移転終了後等も念頭において議論の必要があるとする。転用の問題を厄介にしているのは、これらの異なった段階での転用リスク評価であり、その発生する状況も異なるので、あらゆる段階を念頭に置いてリスク評価を行い、防止措置等を講じる必要がある。作業部会では、関連する国連専門家会合報告書や NGO 作成データ・ベース及

²¹ ATT 第 17 条第 4 項は締約国の権能につき、以下の項目について明示的に規定している。

(a) この条約の実施状況（通常兵器分野の動向を含む）
(b) この条約の実施及び運用、特にその普遍性の促進に関する検討及び採択。
(c) 第 20 条に基づく検討の採択
(d) 条約の解釈に基づく問題の検討
(e) 事務局の任務及び予算に関する検討及び決定
(f) この条約の機能の改善のために必要な補助機関の設置の検討
(g) この条約の適合に適合するその他の任務。なお、締約国会議の機能の分析については、Aurélien Tardieu, *Les conférences des États parties*, *Annuaire Français de Droit International*, 2011. Vol.57, pp. 111-143. も参照。

び二国間の協議をベースに検討を行うべしとしている。その結果、例えば、最終需要者証明、ドキュメントの検証、GPS 追跡、配送後検証、禁輸措置のみならず、特定国内で当該兵器が拡散してしまった場合の対処のみならず、刻印方法、記録保存、追跡、保管、安全な処分方法等幅広く議論された。その結果、やはり情報共有とそのためのメカニズムの構築が重要であることが強く認識され、どのようなアプローチで確実な情報共有が行われるべきかなど国内連絡窓口の活用等更なる検討が必要であるとされた。

特に ATT の条約の実施を考える上で重要なのが第 6 条（禁止）及び第 7 条（輸出及び輸出評価）であり、条約交渉に携わった識者の中には両者が明らかな重複であるので本来は 1 つの条項で十分であったのではとしつつも、国際人道法や国際人権法の違反が想定される場合は当該武器の輸出が禁止されることから「ATT の心臓」であると評する者もいる。もっとも、ATT の対象とする武器の輸出管理の運用に豊富な経験を有する国もあれば、制度構築を始めたばかりの国、更にはこれから条約批准に向けて国内法整備を実施する必要のある国等各国の状況は様々である。更に、未批准国を含めると置かれた状況は様々であるあるからこそ、この条項の効果的な実施に際しては経験の共有が極めて重要であり、条約の普遍化にも大きな影響を与えうるものである。もっとも、こうした国内武器輸出管理制度は当該国の法的ガバナンスに左右されやすい側面があり、特に ATT で取り上げられたジェンダー・ベースの暴力を防止する役目は、国連安保理決議 2122 号²²の趣旨を踏まえて、今後更に議論の深化が期待され、時には法的拘束力を有する国連安保理決議の活用は重要である。

こうした議論は 5 月の準備委員会でも継続され、更に新たなパターンの転用ケースについても、不十分な保管体制によるもの、国家破綻時によるもの、戦場での捕獲、無許可の移譲、再移譲及び贈与による場合といった他の想定しうる事例についても検討が進められた。このような更に精緻化した議論を基にした包括的な議論が繰り返され、新たな各国による経験も加わり、より成熟したシステム改善構築に

繋がることが期待される。また、第 6 条及び 7 条についても、例えば日本の経済産業省関係者によるプレゼンが行われるなど複数の省庁が関与して意思決定が行われる事例が紹介されたが、違反を実効的に防止するため、過料等の行政的措置の必要性についても説明された。更に、11 条との関係ではワッセナー・アレンジメント事務局による最新の弾薬リスト等の解説が行われた他、ニュージーランドは太平洋地域での弾薬リスト管理の現状を紹介したほか、伝統的な武器輸出国でないコスタリカ等での経験も披瀝されたとの由である。このような多様な環境で生じうる問題点を把握することは、現実的かつ実効性の有する制度設計を行う上で重要であると思われる。

また、ATT を実施する上で重要と思われる点について、体系的に検討されることは重要であり、この実効的な条約実施問題は普遍化の推進等他の分野にも密接な関係があるので、念入りな検討の価値もあり、丁寧に議論すれば更に検討が必要な論点が出てくともあろう。もっともこのような認識は、短いながらも結論として報告書パラ 45 に簡潔に、作業部会の総意としての問題意識として取りまとめられているが、筆者も同感であり、こうした検討が引き続き必要とされている証左であろう。特に筆者が目指したいのは、「living documents」の表現であるが、これはとりわけ国際人権法分野での欧州人権裁判所の判例等で用いられる「発展的解釈」の説明に使用される表現に類似している。もっとも、これは必ずしも、交渉経緯を超えて条約解釈を求める趣旨でなく、むしろ頻繁に変更が加えられる弾薬リストや新たな兵器の出現といった、常に変化する安全保障環境に対応する必要性を示唆するものであり、ATT はこうした適時の即応性も求められている分野の条約でもある。

(イ) 透明性及び報告

この問題は国家安全保障上の考慮と締約国間の信頼醸成措置にも繋がる重要かつ機微な側面を有する問題であることから、公開を渋る一部の国家と特にそれでは意味をなさないとする国際市民団体との間でも大きな争点となっている。このため、当初の締約国会議でも合意が困難な争点であったが、定期的

²² UN Doc. S/RES/2122 (2013), 18 October 2013, pp.1-6.

な報告内容の見直しに付すことを条件にかりうじて合意された、いわば玉虫色の解決方法が取られた点である。現実問題として公開条件を緩和すると安全保障上の考慮から報告数が減少する傾向にあり、報告内容が表面的になりがちである。それでは透明性の欠如に繋がるのは明らかであるため、透明性を確保した上で実効的な報告制度を構築する上で、適切なレベルの秘密保護は重要であり、少なくとも締約国間には非公開情報を含め、信頼醸成措置として機能させる必要がある。更には産業界の商業上の秘密にも配慮しつつ、市民団体の懸念に対しても一定程度応える必要があるという複雑な方程式を解く必要がある。

本件の困難さを示す客観的なデータとして、報告に関するアウトリーチ戦略²³文書の冒頭に象徴的に引用されている数字がある。これによると、条約第13条1項の規定に則り冒頭申告がなされているのは、2018年3月の段階で67%のみであり、3割程度が条約上の義務を全く果たしていないという結果が示されている。こうした国では条約に加入したものの、冒頭申告はおろか、その後の武器貿易にかかる報告も十分に行われていないことが多く、本来条約に加入しうる国等の全体からみると、正確に武器貿易の状況の全体像を把握することは、ATTを使用しでの把握が事実上不可能であるとの衝撃的な実情にあることが伺える。もっとも、世界税関機関(WCO)のHSコードを活用した分析等他にも利用しうるデータ・ベースや各国通関統計等を駆使すれば一定水準の分析は不可能ではなく、現にそのような研究・調査も行われている。

このように透明性・報告書を巡る状況は非常に厳しい状態にあるものの、そのような中でも、このアウトリーチ戦略を採択した上で、次回締約国会議までに同作業部会として何ができるかCSP4に勧告することとなった。その上で、具体的な作業として、国際支援提供者、関心国を含めた関係者が集って、非公式に会期間会合を開催すること、作業部会議長が中心となり、ATT事務局とともに他の締約国に支援の用意があるか等を調査した上で具体的な報告促進策を検討することが、CSP4に勧告されることと

なった。更に報告が容易になるように、ATT ITポータルサイトを活用しての情報交換について歓迎の意が表明されるとともに、将来の全体的なシステム改善も必要であり、こうした点についても議論されることとなった。

更に、転用に係る情報共有については、3段階のアプローチにより議論を深化させることになった。即ち、①作業部会の補助機関として設置されるサブグループにより政策レベルの情報交換、②現在構築中の情報交換ポータルサイトを活用し、政策及び運用レベルの情報交換、③場合によっては署名国を含めた関心国会合を開催し、疑いのある転用等について確認乃至は疑義のある具体的な事例についての議論を行なうことも勧告された。また、作業部会内に非公式協議グループを創設して、ウェブベースの報告機能及び情報交換ポータルサイトを含めて現行のITプラット・フォームの改善及び変更の検討を推進する等、ITプラット・フォーム関連検討にも参加を求めることとなった。これは要員等が限られた現行ATT事務局の実情を考えると、極めて現実的な取り進め方であると思われる。その他にも同作業部会で検討すべき事項についても8項目について併せて取り纏められ、CSP4に勧告されることとなった²⁴。

(ウ) 条約の普遍化

条約の普遍化については、2018年12月10日の時点で締約国99カ国、署名国130カ国であり、数の点からは条約発効後4年程度で100カ国程度の締約国を実現しているのは、普遍化の観点からはそれなりの成果を出しているものと評価されうる。もっとも、主要な武器貿易国である米国及び中国がATTに加入しておらず、特にアジアでは日本と韓国以外では締約国が少ない等の問題を抱えているのも事実である。この作業部会では、CSP4議長である日本に加えて、フィンランドが共同議長を務めて各種会合が開催された。主に3月7日に開催された準備委員会の段階でも現状の把握のためのブリーフィングが開催され、新たな加入国への条約上の義務の説明や列国議会同盟との協力等が議論された。また、5月15日には第2回目の会合が開催され、特に国家元首等政府高官の果たしうる役割、地域国際機関や国連軍縮

²³ ATT Doc. ATT/CSP4.WGTR/2018/CHAIR/358/Conf.Rep. ANNEX A, 20 July 2018, p.7.

²⁴ ATT Doc. ATT/CSP4.WGTR/2018/CHAIR/358/Conf.Rep. ANNEX B, 20 July 2018, pp.8-9

部（UNODA）の関連する活動、防衛産業界の貢献可能性、コントロール・アームズ等市民社会からのブリーフィングが行われた。

このような議論を踏まえて、有志国・ATT 事務局・普遍化ツール・キットを作成するアイデアに合意され、とりあえず具体的な内容として、ATT 普遍化の重要性、ATT に加入することにより得られる利益、ATT に加入しない国の論理（政治的・経済的な事由に対する反論）、条約に加入することにより直面する問題（どのような義務が生じるかについての解説及び対処法を含む）及び良く受ける質問等につき今後の検討課題とされた他、ATT 普遍化に活用できそうな地域機関等のリストアップもされた。もっとも、筆者自身も 2 回に亘る外務省での軍備管理軍縮課勤務の際に CTBT 発効促進業務も担当していたので、合計 6 年半の間に数えきれない CTBT 批准の働きかけに関与したが、現実問題としてある程度の批准国数を超えると難易度の高い国しか残らず、なかなか進まないのが現状である。

その時の経験を踏まえてであるが、条約の普遍化を進める上で重要なことはターゲットにする国の中で誰・どの組織が鍵となるかを的確に把握することである。今日では殆どの国で批准は憲法上の規則に則り取り進められるので、特に議会、主要関係官庁を押さえた上で、可能であればハイレベルで国家元首等の政府高官に働きかけるのが現実には最も有益である²⁵。これは主権国家に同意を求めるのであるので、このような働きかけが不可欠となるものである。もっとも市民団体の方の中には市民団体も活躍の余地があるとされる方もおられると思われるが、国際約束についての実施は純粋に国家の権限の範囲内にあり、逆に条約実施のための啓発運動となると国家機関よりも市民団体が本領を発揮できる部分も少なくないのが現状である。要は普遍化については、最も適切な箇所を押さえた上で働きかけを行わないと現実にはなかなか物事が動かないのが実情であ

る。

(2) 行財政事項を含めた事務局運営事項

以上、3つの常設委員会の CSP4 本会議への勧告等について述べたが、これらは本会議報告書に勧告部分が掲載されており、例えば条約の普遍化では締約国の少ない地域を目標にする等が掲載されている²⁶。この3つの常設作業部会が設置されている事項以外では事務局の運営等が重要である。その代表的なものが事務局予算の問題²⁷、管理委員会を巡る問題、更に資金配分の利害関係がどうしても絡むので致し方ない面もあるが、最終日に採めた任意信託基金を巡る問題があげられる。こうした事務局運営事項は多岐にわたることからこの3点のみ、順次取り上げていくこととする。

(ア) 事務局予算の問題

ATT 事務局については、近年の各国の財政状況等もあり、20 年前にできた CTBTO 準備委員会・暫定技術事務局や化学兵器禁止条約機関と異なり、検証を伴わないことが前提で条約交渉が行われたこともあり、条約第 18 条 3 項は「事務局は、締約国に対して責任を負うものとし、最小限の組織で、次のことについて責任を負うこととする。」として、その任務については、4 項目が限定列挙されている。このため、当初から少数精鋭で事務局が構成されてきたが²⁸、事務局内で財政緊縮措置が取られていないものの、2018 年の ATT 決議の本文パラに分担金の早期支払いを要請するパラが設けられたことのみならず、会議出席経費のうち旅費・宿泊費は参加者により負担されるものとするのが明示的に書かれたこと（最終報告書パラ 38）から推察されるのは、事務局に資金的な余裕はそれほどないようである。

事実 ATT 事務局が公開している 11 月 14 日付けの分担金回収状況を見ると、設立当初には締約国回収率は 90.07%であったのが毎年下がっており、既に 75.75%と既に 8 割を切っており、参加国全体でも 8

²⁵ 例えば、44 の CTBT 発効要件国の一つであるコロンビアは未発効条約の分担金は支払えないとして CTBT の批准を渋っていたが、日本は同国有力政治家であるラミレス上院議員（当時）を日本に招聘して CTBT 批准の働きかけを行った結果、即時には効果が表れなかったものの、2008 年 1 月に最終的に批准した。

²⁶ *supra* note 2. ATT Doc. ATT/CSP4/2018/SEC/369/Conf.FinalRep.Rev1, pp.4-7, paras. 22-26

²⁷ ATT Doc. ATT/CSP4/2018/SEC.FIN/311/Conf.2019Bud, 22 May 2018, pp.1-4.

²⁸ ATT の制度構築の概要については、福井康人「条約実施体制の構築：武器貿易条約を事例として」『広島国際研究』22 号、1-15 号参照。（広島市立大学リポジトリ登録済み）。

割を切っているとの由々しき財政状況に向かっていることがわかる²⁹。このような事務局の財政状況を斟酌してか、次回 CSP5 に向けての予算は問題なく承認されている³⁰。ATT 事務局予算は官房予算(事務局経費)と締約国会議予算(CSP5 及び準備プロセス経費)であるが、もっとも純粋に分担金として計上されているのは官房予算の場合は米貨 740,149 ドルであり、更にスイス政府が施設等を現物供与等の形で事実上負担することで総額米貨 974,535 ドルが計上されて、1 割以上がホスト国から提供されており、将来的には事務局予算がホスト国等特定国に依存しない中立的な予算編成が長期的には課題となろう。

(イ) 管理委員会を巡る問題

管理委員会は ATT 事務局を監督する業務を通じて、事務局に対して多大な影響力を事実上行使することが可能である。とりわけ ATT の行財政事項に直接関与が可能であり、上記(ア)とも関連するが、例えば、分担金未払いの防止策として財政規則 6 の文言を強化して未払いの口実を与えないような改正を提案したりすることが可能である³¹。最終的には分担金支払い遅延及び未払い対策を検討したり、事務局が資金不足になった場合を想定して予備ファンドの設置の検討のみならず、分担金の未払いに際しては制裁の可能性の検討も行うことも提案されている(同文書には記載がないが、例えば投票権の停止等が行われる)。もっとも、会議最終報告書からはこのような表現が消えて、マイルドな表現になっているものの、ATT 事務局及び管理委員会に具体的な方策の検討が委任されている³²。

これだけではなく、ATT スポンサーシップ・プログラムの関係でも様々な事情変更のみならず、管理委員会の所見も考慮し³³、同プログラムの資金管理を UNDP から ATT 事務局に移管する決定を行った。さらに、管理委員会が同プログラムの実施状況等を監督し、ATT 事務局は資金の出納管理費として 8%を徴収することも決定したが、国連やその他の国際機関の管理費は平均 13%くらいが相場なので、極

めて良心的な決定である一方で、資金不足に陥りかねない ATT 事務局の財務状況を安定化することに繋がるバランスの取れた決定であると思われる。

このように支援プログラムの実施メカニズムの監視機能を強化し、ATT 事務局にセレクションプロセスのみならず、同プログラムを規律する覚書の作成を決定したのは、同プログラムの実施を巡って関係者から不満が表明されたと思料され、特に透明性、効率、公平性を確保するために手続の明確化を図ったとしている。このような事例を見ても、管理委員会にかなりの権限が委譲されており、管理委員会委員とそうでない国の差が明らかに大きくなりつつあり、ATT 事務局は小規模なので実際は CSP5 の準備プロセス等で時間が割かれるため、管理委員会が ATT 実施体制において必要以上に権限を持ちかねないことが危惧される。

(ウ) 任意信託基金を巡る問題

今回の会合でオブザーバーの小職まで心配したのは、信託基金を巡り最後になってから揉め始めたことであり、議長は会議を中断し、直ちに関係者による非公式協議が議場内の隅で開始された。この点に関係していることが最終報告書にも出ている。もっとも上記のような問題点を抱えた管理委員会については、議長が非公式協議を行い既に様々な意見が出ており、その一つが一部の国だけに重要なことを決定させることの是非についてで、地域的衡平やメンバー国拡大を含む管理委員会委任条項(T/R)の改正である。

このため、関心国には意見の提出を求めるとともに、次期 CSP5 議長は新たな提案をすることとなった³⁴。これは信託基金案件の選択を含め、事務局機能強化の観点から透明性を確保しつつ、管理委員会の強化・改善に繋がる。

とりあえずの措置として、スポンサーシップ・プログラムへの応募資格については国際協力開発機構(OECD)の DAC リストの国を対象とすることが明確にされた。更に、こうした国からの支援機関は応

²⁹ ATT Doc. Status of Contributions to ATT Budgets, 14 November, pp.1-3.

³⁰ ATT Doc. ATT/CSP4/2018/SEC.FIN/311/Conf.2019Bud, 22 May 2018, pp.1-5.

³¹ ATT Doc. Draft proposal: unpaid financial contributions, 20 July 2018, pp.1-9.

³² supra note 2, ATT Doc. ATT/CSP4/2018/SEC/369/Conf.FinalRep.Rev1, pp.8-9, para 36.

³³ ATT Doc. ATT/CSP4.MC/2018/MC/354/Conf.SponsProgr, 20 July 2018, pp.1-4.

³⁴ the Management Committee, Interim Arrangements Governing The ATT Sponsorship Programme And Draft Proposal For Administration By The ATT Secretariat, 21 November 2018, pp.1-2.

募がしやすくなる結果として、これまでは自前で応募してきた小規模 NGO の中にはこうした援助機関との協力関係にないところは応募できなくなる可能性があるのが事実である。しかしながら、このような NGO には現実問題として不安定な事業運営が行われているところも少なくない。このため、現在行われている管理委員会の運営も含めて、より明確な基準が適用され、事業を安心して任せることのできる確実な団体がより多く選ばれることが期待される。

以上本稿を執筆するに当たり、管理委員会を巡る動きから、スポンサーシップ・プログラムの選考プロセスの問題を取り上げたが、この会議の機会に予算書、3つの常設委員会報告書、管理委員会報告書等の文書を再度読み直した。ATT 事務局は小規模であり、管理委員会もスポンサーシップ・プログラムの管理の移譲を含めて決定したが、筆者としては正しい方向に軌道修正がなされているように思われる。特にスポンサーシップ・プログラムを巡っては市民団体を中心に様々な反応がある模様であるが、今後の方法改善のための会合の内容も公開され、他の準備委員会に向けての会合の結果も最終的には締約国会議に報告されるので、他の NPT 準備委等と比較して透明性が高く、言い換えれば「悪意のある交渉者」にとってはこっそり密談が行いにくくなり、健全な会議運営が行われることが期待される。

(3) 今後に向けた新たな要素

これまではどちらかと言えば、ATT 事務局及び意思決定機関としての CSP4 について述べたが、本節では新たに ATT にも入ってきた持続的開発可能なゴール (SDGs ゴール) につき取り上げる。2018 年 6 月 1 日に、ATT 作業部会と SDGs ゴールのジョイント・セッションが第 2 回準備委員会に併せて初め

て開催され、これは前回の締約国会議でのテーマ別討論の継続するものとして取り上げられた³⁵。具体的には 2030 年までに実現すべきものとしてゴール 16 の関連で、「不法な武器の流入を削減する。」ターゲット 16.4 を想定し、ATT とこのような SDGs ゴールとの協働の可能性を検討するものである。ちなみに、2018 年 6 月に開催された国連小型武器行動計画履行検討会議の際にも議論されたが、2018 年宣言では 1 パラのみ簡単に言及された他³⁶、国レベルでの実施においても具体的措置として言及されている。

国連小型武器会議での SDGs ゴールの議論においては、SDGs に必ずしも好意的でないと思われる発言をする国もいたが、その関連性については十分認識されていた。CSP4 に報告された文書によると、SDGs の ATT の利用可能性について常設作業部会ごとに丁寧に利用可能性を検討したことが伺われる。先ず、条約の普遍化との関係では、第 1 条の目的との関連性及び作業部会で策定された作業計画での能力構築との関連が詳細に検討された。その結果、SDG とリンクする項目としては、ターゲット 16.1、ターゲット 16.4、ターゲット 16. A、ターゲット 17.2、ターゲット 17.3、ターゲット 17.4 の複数の目標が関連し得るとされた。同様に、条約の実施及び透明性・報告との関係についても関連性が検討された結果、良く言われるターゲット 16.4 以外にも関係し得るターゲットはあるようである。

このような結果については、ATT の条文の実施及び適用自体は SDGs の実施及び実現に貢献するものであり、追加的な負担や認められず、SDGs は追加的な報告や実施の階層を形成するものではなく、SDGs は国連加盟国によりコンセンサスで採択されたものであり、ATT は SDGs を達成するコミットメントの指標である、SDGs に向けての進展を監視することは ATT 関係者に ATT 実施のインパクトを示

³⁵ ATT Doc. ATT/CSP4/2018/SEC/360/Conf.SDGs, 20 July 2018, pp.1-8.

³⁶ UN Doc. A/CONF.192/2018/RC/3, 2 July 2018, p.8, para13.

国連小型武器行動計画履行検討会議ではこのような形で 2018 年宣言に挿入されている他、行動計画の国レベルでの実施においてもパラ 5 (p.11) は平和の実現に不可欠なものとして言及されている。

[13. We also stress the importance of the full and effective implementation of the Programme of Action and the International Tracing Instrument to the achievement of the 2030 Agenda for Sustainable Development in particular Goal 16 and target 16.4, which calls for a significant reduction of illicit arms flows by 2030; and acknowledge that sustainable development cannot be realized without peace and security and that peace and security will be at risk without sustainable development, and note that the illicit trade in small arms and light weapons has implications for the realization of several Sustainable Development Goals, including those relating to peace, justice and strong institutions, poverty reduction, economic growth, health, gender equality, and safe cities and communities.]

すものであるとの好意的な見解が表明された³⁷。このように、ATT/SDG 共同セッションでは ATT の実施が SDGs の実施に貢献するものであり、ATT への参加の利益を強調するものであることを確認された。このため、3つの常設作業部会においても、各マンドートに応じて SDG とのリンケージの活用を継続して探ることとされた。更に、このようなリンケージの模索は有機的であるべきであり、作業部会の共同議長はその適切な機会を捉えてこの問題を扱うべきであるとされた。

4. 結びにかえて

本稿においては、ATT 第4回締約国会議（CSP4）会議文書等の1次文献から条約の実施状況を明らかにするために、2018年国連総会第一委員会で採択された ATT 決議の概要を押さえた上で、CSP4 の概要を見ることにより、その実態を明らかにすることを試みた。両者の大きな違いとしては、ATT 決議は ATT に反対乃至は積極的でない国も参加する国連総会の場で審議された結果として採択されるものである。他方、CSP4 は ATT に賛同した当事国を中心とする会議であるため、ATT の抱える問題点と言っても、第一委員会では ATT 自体への疑義に非難が向けられる一方で、CSP4 は ATT を受け入れた上で事務局内の運営に起因する問題が中心となって議論が展開されるという重点の置き方はことなるものの、殆どの点で両者の間で争点とされた事項が共通していることが明らかである。

もっとも第一委員会は軍縮及び軍縮に関連する国際安全保障がメイン・テーマであり、ATT 決議は議論される多くのテーマの一部に過ぎず、非常に集中した形で問題の所在を明らかにしようとする。他方で、CSP4 は ATT の実施状況等を検討する場であるので、例えば管理委員会の運営に起因する問題等は準備委員会や非公式協議を踏まえて十分な時間がかけられており、それが締約国の総意ということであれば、条約の解釈についてもとりあげることが可能であるとの違いがあると言える³⁸。ではこのような

違いを踏まえて、本稿を纏めると筆者は、①発足より4年が経過したにもかかわらず、ATT 事務局が依然と制度構築中にあること、②特に締約国を代表して ATT 事務局を監督する管理委員会のあり方に工夫の必要があること、③ ATT 決議からも会議報告書からも好意的評価を受けた議長国の在り方の3点について言及したい。

先ず、第1点目の ATT 事務局の現状についてであるが、当初の制度設計のとおり、条約第18条第3項にあるように、最低限の人員で、事務局インフラについてもホスト国スイスの好意で機能している実情が依然とある。このため、現在 ATT 決議でも危惧されている分担金未回収状況が更に悪化すると、特に官房経費は各国からの分担金により充当されていることから、事務局の運営も影響を受けることになりかねない。

このため、事務局機能強化のためにスポンサーシップ・プログラムの管理を UNDP から ATT 事務局に移管することにより、業務の効率化を図るとともに、管理費が事務局に支払われることは小規模な事務局であるだけに実は隠れた大きな財政支援ともなり、更にスポンサーシップ・プログラムの用途管理の把握が更に容易になるとの利点があるろう。もっとも事務局を監督する立場にある管理委員会の在り方についても改革期にあるため、事務局そのものも管理委員会改革の影響を受けざるを得ない面があるのは避けられないが、中長期的にはスポンサーシップ・プログラムの問題も含めて提示された問題を解決して、安定した事務局の運営が期待される。

第2点目の管理委員会については、当初は締約国数も限られていた中で限定した人数による運営は合理性があったと思われるも、全締約国数が100ヵ国を超えようとする中で、現行の人数は少なすぎる感があり、地域バランスや若干政治的であるも南北バランスも考慮した上で、各国から不満が出ない形でローテーション方式と併用する等して地理的衡平を確保する必要がある。いずれにせよ、管理委員会方式は IAEA 等多くの国際機関で採用されている理事会方式の小規模版であり、多数の類似の先例がある

³⁷ supra note 30, ATT Doc. ATT/CSP4/2018/SEC/360/Conf.SDGs, p.2.

³⁸ この関連で国際 NGO とそれに呼応する中南米諸国は英国のイエメン等への武器輸出問題を会議で取り上げようとしたものの、英国国内では合憲との司法判断が示されたのみならず、「締約国の総意」として締約国会議には上程されなかったため、議題として最終的に会議では取り上げられなかった。

と思われ、その他の国際機関での教訓を踏まえて、運営に困難を来さないようにする必要がある。特に管理委員会が扱う案件の多くが事務局の官房事項であり、行財政事項の比重がそれなりにあり、とりわけ信託基金の管理や配分と言った、もめ事になり易い点には細心の注意を払う必要がある。

第3点目は今回高見澤大使が務めた議長国に対する評価であるが、国連総会第一委員会で採択されたATT決議のみならず、CSP4会議最終報告書においても共に高く評価されていた。その理由についてはやはり、事前の丁寧な根回しのための非公式協議の開催と議長としての公平性（impartiality）ではないかと思われる。先ず、筆者も公開された会議日程を見て驚いたが、準備段階では数多くの非公式協議をこなした上で準備委員会に臨んでいる。偶々去年は、筆者も出席した第3回国連小型武器行動計画履行検討会議の際も待ち時間を惜しんで会議場外ソファで協議を行っているのが見えたが、こうしたセッティングであっても可能な限り多くの国のみならず、市民団体等数多くのステークホルダーと協議を進めることは信頼関係の醸成のみならず、正確な問題の所在の把握に重要である。今回のスポンサーシップ・プログラム問題のみならず管理委員会問題等は極めて機微な側面もあるので、非公式協議を重ねて徐々に意見の収斂を試みないと失敗しかねない。

また、議長国としての公平性はこれも極めて重要である。現実問題として利害関係の相反する案件は少なくなく、これに対して双方の言い分を十分に聞いて、事実関係をきちんと確認せずに調整を行なおうとすると結果は火を見るより明らかである。これは2003年小型武器中間会合の際に実際にあった話であるが、当時我々は議長支援チームとして小型武器問題を解決するために重要な某国と非公式協議を行っていたが、議論に熱中して時間が経過してしまい、その直後に国連軍縮局（注：当時は局であり、現在は部に格下げされている）で予定されていたビューロー会合に両国ともそろって遅刻した。このために当時の議長国日本はその某国と密かに事前に打ち合わせをしていたのではないかとの噂がNAM諸国を中心に広まり、最終日の議長サマリー採択の際に揉めてしまった。最後には報告書の採択も無事に出来たものの、議長国は公平性をどのような状況でも守る必要がある、そうでないと不満が噴

出して収拾がつかなくなることが教訓として残った。

今回のCSP4では偶々事務局の応援者の中に昔同じ課で机を並べていた人が多く、NPT等と異なり代表団席とも仕切りがないので議場にいる上席専門官のみならず、会場整理等を担当する裏方役の外務省軍科部内の知人とも幅広く意見交換が出来て、筆者としては有意義な機会となった。そうしているうちに、最終日の最後の段階になって揉め始めた。

議長は議長補佐とも相談の上、会議の中断を宣言したのち関係者間での非公式協議を提案して、直ちに会議場内の隅で関心国による非公式協議が開始された。筆者も近くで事態の推移を見守っていたが、高見澤大使が近くに來られたので、自分が軍縮代表部にいた際の先例について説明したが、非公式協議を心配しながら見守っておられた。このような場合、議長が積極的に出て行って解決することもあるが、今回は一定の距離を置いて両当事者からの公平性を確保しつつ見守って、正解であったと思われる。そのうちに議論は収斂して報告書の文言が確定したので、帰りのフライトもあり、高見澤大使に会議が成功裏に終わる見込みとなったことに祝意を述べてから、挨拶をして議場を去ったが、改めて議長国には公平性（impartiality）が重要であると認識した次第である。

【本稿は広島市立大学特色研究費及び科研費「国際安全保障に対する科学技術イノベーションの影響：プロセスと規定要因の解明」課題番号（17H02494）の研究成果の一部である】